

介護老人保健施設 パステルヴィレッジ小野 利用料金表(令和6年8月1日～)※2割負担

◇ 基本型・多床室

単位:円

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善(Ⅲ)	日常生活費 教養娯楽費	居住費	食費	日額目安	月額目安(30日)
要介護1	1,586	36	48	90	300	437	1,515	4,012	120,365
要介護2	1,686	36	48	96	300	437	1,515	4,118	123,527
要介護3	1,816	36	48	103	300	437	1,515	4,255	127,638
要介護4	1,922	36	48	108	300	437	1,515	4,366	130,990
要介護5	2,024	36	48	114	300	437	1,515	4,474	134,215

◇ 基本型・個室

単位:円

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善(Ⅲ)	日常生活費 教養娯楽費	居住費	食費	日額目安	月額目安(30日)
要介護1	1,434	36	48	82	300	1,728	1,515	5,143	154,289
要介護2	1,526	36	48	87	300	1,728	1,515	5,240	157,198
要介護3	1,656	36	48	94	300	1,728	1,515	5,377	161,309
要介護4	1,766	36	48	100	300	1,728	1,515	5,493	164,787
要介護5	1,864	36	48	105	300	1,728	1,515	5,596	167,886

※上記料金は全て、小数点以下四捨五入となっております。

※基本サービス費には、処方薬やおむつ代も含まれます。

※上記料金その他、別途料金が発生する場合があります。

※外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は、基本料金に代えて362円となります。

但し、居住費については記載通りいただきます。

加算

初期加算(Ⅰ)	120円/日	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所日から起算して30日以内の期間に限り加算
初期加算(Ⅱ)	60円/日	入所日から起算して30日以内の期間に限り加算
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	400円/日	医師、又は医師の指示を受けた作業療法士等が、入所日から起算して3ヶ月以内に集中したリハビリテーションを週3日以上実施した場合
療養食加算	12円/回	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	900円/回	入所日予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	1,200円/回 (1人につき1回を限度)	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、退所前に居宅支援事業者との居宅サービスの調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	800円/回 (1人につき1回を限度)	退所前に居宅支援事業者との居宅サービスの調整を行った場合
退所時栄養情報連携加算	140円/回	療養食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者を対象に、管理栄養士が、退所先の医療機関等に対し栄養管理に関する情報を提供した場合
試行的退所時指導加算	800円/回 (1ヶ月につき1回を限度)	試行的に退所される際に、入所者及び家族に対して、退所後の療養上の指導を行った場合(試行的な退所を行った月から3ヶ月の間に限り)

※下記加算は、別紙料金表一覧に含まれております。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	36円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合
夜勤職員配置加算	48円/日	夜間の介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減の観点から、基準を上回る看護・介護職員を配置している場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に5.4%を乗じた金額の単位数	介護職員等の更なる資質向上、雇用管理の改善、労働環境改善の為の加算